

第二弾の実施を 決定しました！

北海道お米・牛乳子育て応援事業

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、北海道内の子育て世帯（概ね18歳以下の子どもがいる世帯）に商品券等をお届けします。



◆事業名 北海道お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）

◆支給対象
及び
申請手続者

申請日において次のいずれかに該当

◆支給対象

①道内で対象児童と同居している世帯

②道内で対象児童だけで構成する世帯

③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者

※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

※対象児童が施設又は里親へ措置等がなされている場合は、その施設の長又は里親が申請することになります。

◆申請手続者

対象児童と同居する保護者

対象児童または道内在住の保護者

道内在住の保護者

◆支給品

支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

Ⅰ商品券

「おこめギフト券」又は「おこめ券」
3,960円相当分(440円×9枚)と
「牛乳贈答券」1,200円相当分
(200円×6枚)
<5,160円相当分>



Ⅱ電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を購入
できる電子クーポン
<5,160円相当分>
利用期限:令和6年7月21日(日)まで
※電子申請の方のみ申請可能



Ⅲ北海道米(ななつぼし)

精米(10kg)又は無洗米(10kg)
どちらか1つ
<5,160円相当分(送料含む)>



◆申請期限 4月30日(火)まで ※郵送の場合は当日消印有効

【お問い合わせ先】北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局コールセンター ☎011-350-7371

冬期福祉給付金（福祉灯油）



町では、高齢者や障がい者、ひとり親世帯等で下記の要件に該当する世帯に対し、灯油の購入費などの冬期間に増加する経費の一部を支給し、経済支援を行います。

対象となる世帯へは、2月上旬に案内文書を郵送しておりますので、期日までに手続きをお願いいたします。

また、下記の要件に該当しているのに、案内文書が届かない場合は、お早めに担当課までご確認ください。

なお、期日までに申請がない場合は、給付金を受け取ることが出来なくなりますので、ご注意ください。

□支給対象となる要件

基準日となる令和6年1月1日現在、本町の住民基本台帳に記載されている在宅者で、下記のいずれかに該当し、かつ、令和4年中の世帯員全員の合計収入が150万円以下の世帯で、令和5年度の町民税非課税世帯に属し、申請日現在、引き続き支給の要件を有する世帯が対象になります。ただし、生活保護世帯は対象となりません。

①高齢者世帯

・基準日現在、満75歳以上の方のみで構成される世帯

②心身障がい者世帯

・身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方がいる世帯
・療育手帳A判定の方がいる世帯
・障害基礎年金を受給されている方のいる世帯
・特別児童扶養手当を受給されている方のいる世帯

③ひとり親世帯

・児童扶養手当を受給されている世帯等

④準要保護世帯

・準要保護世帯として認定されている世帯

※在宅者とは、施設入所や長期入院、町外へ長期滞在をしていない方になります。

□支給額 1世帯あたり5,000円

□受付期間 令和6年2月1日(休)～3月8日(金)

□2月5日(月)に会館での受付も行います

①中の沢振興会館 10:00～10:30

②国縫振興会館 11:00～11:30

③双葉振興会館 13:30～14:00

④静狩振興会館 15:00～15:30

【お問い合わせ先】保健福祉課福祉係 ☎2-2454